

## 音更町特別職報酬等審議会会議結果（要旨）

会 議 名	音更町特別職報酬等審議会
開 催 日 時	平成30年11月12日（金） 11:00～13:50
開 催 場 所	音更町役場庁舎2階 庁議室
委 員 出 席 者	小針委員 島委員 吉田委員 笠井委員 清都委員 野村委員 川島委員（欠席なし）
町 出 席 者	小野町長 高木副町長 事務局～岸本総務部長 佐藤総務課長 林庶務係長 田副主任
議 題 ・ 諮 問 内 容	議案第1号 会長の選出について 議案第2号 会長職務代理の指名について 諮問第1号 音更町議会議員に係る議員報酬の額の改定について
会 議 資 料	議案をホームページに添付しています。
会 議 結 果	<p>議案第1号 小針委員を選出 議案第2号 島委員を指名</p> <p>諮問第1号に対する答申 諮問された議員報酬月額額の改定は、議長は2万円、副議長は4万円、議員は5万円をそれぞれ増額するほか、常任委員長及び議会運営委員長の区分をなくすというものであったが、慎重に審議を重ねた結果、次のとおり答申する。</p> <p>1 常任委員長及び議会運営委員長の区分は職責の重さを鑑みれば、設定するべきである。また、諮問に基づいた議員全体の報酬増となる15,153,600円を超えない範囲において、議長、副議長、委員長及び議員のそれぞれの増額幅をバランスが取れた額にするよう求めることとし、審議会としては個別の金額についての答申はしないこととする。</p> <p>2 議員報酬とは直接関係ないが、若い世代や兼業であっても議会に参加しやすい、そして一般町民も傍聴しやすい環境づくりとして、例えば議会の休日開催や夜間開催などを検討するよう議会に求めるべきであるとの意見を付する。</p>
主 な 質 疑 、 意 見 等	<p>○委員：改定の目的として若い世代に議会に魅力を感じてもらおうとあるが、報酬額を上げても、来年の改選期で無投票とか若い世代が見えてこなかった場合、町民にどういう判断をされるのか。また、若い世代の人材確保とあるが若い世代の割合をどこにしているのか。</p> <p>町：若い世代というのは、必ずしも20代30代に限らないが、現役を引退した人が議員になるほかに、現職である方にも議員が職業として選ばれることを期待している。</p>

	<p>○委員：議員報酬の改定額は一律であるべきである。委員長の廃止や、議長が2万、副議長が4万、議員が5万という改定額では分かりづらい。</p> <p>○委員：議長が5.7パーセント、議員は21.3パーセントという改定率は本当に妥当なのか。報酬の年額を活動日数で割り返し1日当たりに換算すると、議長が35,000円、議員が42,000円になる。改定率は再考する必要がある。</p> <p>同じ会議でも職によって役割、責任は異なるため、そこも考える必要があるのではないか。議員と議長、副議長の改定額の差を減らすべき。</p> <p>○委員：正副議長の報酬月額算出方法は議員の算出方法を正副議長に適用したら、影響が大きくなりすぎるから減額するというのでは根拠はどこにあるのということになる。影響があろうがなかろうがその根拠に基づき算出し、その後には上げ幅が大きいか小さいかを議論するべきである。</p> <p>町：正副議長の上げ幅については、議員の額を基本に考えており、率の積み上げにはなっていない。結果的にこれくらいの引上げをすれば、対町長率に近づくということで引上額を決定した。</p> <p>○委員：算出の根拠となっている議員活動109日は、議会定例会の開催日程や臨時会などの議会活動に日常活動日数という議員が住民と接触しているだろう日数、調査研究しているだろう日数がそれぞれ月2日で48日が加算されて算出されたものであると思うが、日常活動は議員それぞれで違う。この48日の考え方で数字が変わるのではないか。</p> <p>町：活動日数109日には、日常活動も入っている。議会活動は、本会議、委員会等に出席する活動、町村等の活動への出席、意見交換会、視察対応などが含まれ、日常活動には、調査研究情報収集、町民との接触する機会などであり、それらを足し合わせた日数が109日であり、日常活動をどうとらえるかによって109日が変わってくるが、そこを把握するのは難しくこの考え方を基に算出した。</p>
お問合せ先	総務部総務課庶務係（内線232・233）